



第31回

今話題の平成25年度税制改正（その1）

小林 誉光 税制副委員長

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回から平成25年度税制改正を解説するのですが、その前に昨年8月に成立した「消費税率の段階的な引き上げ法案」についても触れさせていただきます。

〔1〕平成24年度の大きな改正から ～消費税率の引き上げ～

平成24年8月10日、「消費増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法案」が成立しました。これにより、消費税の税率が**現在の5%**（消費税1%+地方消費税4%）から、二段階で引き上げをおこない、最終的に10%（消費税7.8%+地方消費税2.2%）になります。

まず来年の4月から、消費税は8%（消費税6.3%+地方消費税1.7%）になる予定です。

【改正後】 26年 4月以後 消費税6.3%+地方消費税1.7%=8%
27年10月以後 消費税7.8%+地方消費税2.2%=10%

〔2〕平成25年度改正（個人所得課税について）

今回の改正では、「所得税の最高税率の見直し（平成27年～）」というものに目がいきがちですが、見直しの対象となるのは「課税所得4,000万円以上の部分」です。この対象者は全国で推計5万人ですので、この改正により適用税率に影響がある方は少ないのではないかと考えられます。

むしろ、過年度の税制改正において、「給与所得控除の見直し（給与収入1500万円超は一律245万円）」となったことや、「復興特別所得税の導入」により、今年から所得税の負担増になる方のほうが圧倒的に多いのではないかと考えられます。

また上記〔1〕の「消費税率がアップする平成26年（来年）のタイミング」にあわせて、「住宅ローン減税の最大控除額を増加させる措置」がとられています。住宅の購入を予定している方は、「消費税の税率アップ」だけにとらわれずに、総合的に判断して購入物件や購入時期を検討するべきだと思われます。金融証券税制について、株式投資を促進する新たな措置が導入されます。

平成25年度の改正内容（個人所得税）は、主なものは次の通りです。

（1）所得税の最高税率の見直し

現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について「45%の税率」を創設（平成27年分の所得税から適用）

（2）住宅ローン減税を拡充

- ①平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）を取得した場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充
- ②自己資金で認定住宅を取得した場合及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税について拡充
- ③個人住民税における住宅ローン控除について、平成26年4月1日から平成29年末までの間、控除限度額を拡充

（3）金融・証券税制

- ①10年間、500万円の非課税投資を可能とする日本版ISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の創設（平成26年1月から）

*ISAとはIndividual Savings Accountの頭文字をとったもので、「個人貯蓄口座」という意味です。

- ②金融所得課税の一体化の拡充（公社債等の利子及び譲渡損失並びに上場株式等に係る所得等の金融商品間の損益通算範囲の拡大等）



法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。

小林 啓光 税制副委員長